

田中光顕関係文書紹介(4)

YASUOKA, Akio / NAGAI, Junichi / 長井, 純市 / 安岡, 昭男

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

55

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

51

(発行年 / Year)

2007-10-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003208>

田中光顯関係文書紹介（四）

安岡昭男
長井純市

はじめに

今回紹介するのは、田中光顯宛山県有朋書翰（「卷之八」）～「卷之十三」～「卷之十七」通である。

各書翰番号は、前号からの通し番号であり、田中光顯関係文書研究会が便宜的に付したものである。

今回紹介する書翰には、日清戦争期（田中は、日清戦争期間中、宮中顧問官兼学習院長）および田中の宮内次官ないし宮内大臣在任期（明治二八年七月～同三〇年二月宮内次官、明治三二年二月～同四二年六月宮内大臣）のものが多く、

日清戦争関係の書翰七通を時期の古いものから並べると、56番書翰（二七年九月七日付）、52番書翰（二八年一月一九日付）、58番書翰（二八年一月二三日付）、54番書翰（二八年二月八日付）、53番書翰（二八年三月九日付）、57番書翰（二八年三月二四日付）、55番書翰（二八年四月一九日付）となる。このうち、徳富蘇峰編・述『公爵山県有朋伝』に掲

載されているのは、58番書翰のみである。一方、同書には、今回収められていない日清戦争期の田中宛山県書翰が二通掲載されている（明治二七年一〇月一〇日付、明治二七年二月一三日付。両書翰それぞれ同書下巻一五六―一五八頁、一八八―一八九頁、原書房、明治百年史叢書第九〇巻、一九六九年）。

日清戦争は、近代国家として日本が初めて経験する対外戦争であった。田中、山県と日清戦争との関わりについて述べよう。明治二七年七月一七日、初めて宮中で開催された大本営会議に枢密院議長であった山県は天皇の特命をもって列席した。これにより、山県は対清開戦決定の一員となったのである。

枢密院議長であった山県が、八月八日に第二軍司令官就任の内命を受けた経緯は明らかではない（親補式は八月三〇日に行われた。第一軍は、第三師団（師団長は桂太郎中将。平時における司令部所在地は名古屋）と第五師団（師団長は野津道貫中将。平時の司令部所在地は広島）を基幹とした）。しかし、朝鮮における擾乱発生に伴う出兵論議において、山県が対清開戦を視野に入れつつ出兵論に賛成したことは前掲『公爵山

『山県有朋伝』が記すところである（同書下巻、一二〇頁）。六月二四日には内閣に対して開戦の戦略に関する意見書を提出していた。意見書は全九項目にわたりメモのような簡略なものであるが、大本営を宮中に移し、時期を見計らってさらに下関に移す案や海軍の用い方を改めること、第五師団のあと第三師団、さらに近衛師団の順で動員する案、釜山を拠点とする案などが主張されていた。提出された意見書が、内閣においてどのように扱われたのかは不明であるが、山県が対清開戦の戦略策定に意欲を有していたことは明らかであろう。

ただし、七月一七日に宮中で行われた初の大本営会議においては、山県も対清開戦に逡巡し、参謀本部次長川上操六中将の怒りをつかたという（半藤一利『歴史人物シリーズ幕末維新の群像第九巻山県有朋』P H P 研究所、一九九〇年、一五七頁）。しかし、宣戦布告後の八月八日、内命拝受のために拝謁した山県は、天皇に自らの戦略論を詳述した（前掲『公爵山県有朋伝』下巻、一三四頁）。

現職の枢密院議長であり、元内閣総理大臣、そして日本における徴兵制度の創設者が、第一線の司令官として自ら戦地に赴くことは異例のことである。この出征について、山県は晩年に至って、生涯会心の日であったと回想している（岡義武『山県有朋』岩波書店、一九五八年、五九頁）。

出征に際して、山県は留守中の家事を田中に託した。前線に赴いた山県と内地に残った田中との間では緊密に書翰が交わされたが、書翰末尾に記されたお互いの妻への気配りのことは印象的である。勿論、戦況を伝える書翰もある。一般論として、前線の軍人が私信において戦況を

伝えることは、軍機保護の観点から問題なしとはいえない。しかし、これが日清戦争の性格を表しているように思われる。つまり、その後の日露戦争や太平洋戦争と比べれば、まだしも余裕が残されていたのである。もちろん、軍人軍属の過酷な経験や国民一人ひとりが背負わされた負担は、これまで経験したことのないものであったであろう。戦争が始まって以来、「十有余月の久しき」（明治二八年四月二八日平和克復の詔）にわたって毎日、勝利と平和が待望されていたのである。

開戦以来、日本軍が緒戦から連戦連勝を重ねたことは良く知られている。そうした戦況を背景にして、九月下旬頃には、民間でも軍歌が流行したと『明治天皇紀』は伝えている（同書第八、五二九頁）。

九月四日に東京を発った山県は、翌五日に広島に到着した。そして、八日に桂第三師団長らと共に宇品を発し、一二日仁川に上陸、翌二三日には京城（現、ソウル）に入った。56番書翰は、広島から発信されたものであるが、速やかな渡韓を望む気持ちと輜重輸送の困難を伝えている。京城に入ったその日、山県は第一軍の將兵に訓示を發し士気を鼓舞すると共に、敵兵以外の人々や捕虜を殺害しないこと、また敵の捕虜になれば虐待を受けることは必至であり生きて捕虜にならないよう戒めた。

山県が京城に入った頃、桂第三師団長と野津第五師団長との間には作戦をめぐる確執があった。野津は、京城に入った山県らと相談することなく、道路の險難や糧食の欠乏を顧みず平壤の敵軍に攻撃を開始しており、それが桂を刺激したのである。山県は両人の間を調停し、野津の平壤攻撃を承認した。そして、九月一六日に日本軍は平壤攻略に成功した。九月二五日、山県は平壤に入った。同地から一〇月一〇日付で田

中宛に発信された書翰は、相変わらず輜重輸送の困難を訴えており、そのために進軍に困難をきたしているとしている。そして、今後、義州に駐留している二万余の清国軍との戦闘予想を伝えていた（前掲『公爵山県有朋伝』下巻、一五六―一五八頁）。

一〇月三日、山県は義州に向けて北進を始めた。義州に到着したのは同月二三日であった。翌二四日には全軍が義州に集結した。そして、二五日より進軍を開始し、二六日には鴨緑江を渡り、虎山、九連城、安東県を、さらに三二日には鳳凰城を、一月五日には大孤山を、一八日には岫巖を相次いで占領していった。

山県は、一〇月二六日、幕僚と共に九連城に入り軍司令部を設置した。一月三日、山県は今後の作戦について意見書を大本営に提出したが、その中で山海関への上陸、旅順半島での第二軍との合流、奉天城攻略などを主張した。その第二軍は、大山巖大将を司令官として、一〇月二四日に旅順半島に上陸し、一月六日に金州城を、翌七日には大連湾を占領することに成功していた。しかし、この山県の意見は大本営の採用するところとはならなかった（同上、一七六頁）。

そして、前掲『公爵山県有朋伝』によれば、山県は一月初めにはすでに胃腸を病んでいたという（同書下巻、一七〇頁）。この頃、戦況視察にやって来た鳥尾小弥太や衛生状況視察にやってきた石黒忠恵野戦衛生長官により山県の不調は政府に伝えられていた。もともと、一月九日付で山県が九連城から伊藤首相宛に送った書翰には、一月中旬過ぎまで兵の運用は可能とし、依然として山海関を陥落させたいとの意欲が述べられていた（同上、一七四頁）。

一方、大本営は、戦地の酷寒をふまえ、第一軍に対しこれまでに占領した地点において冬営の準備を行わせることとした。これは八月三十一日に大本営が定めた冬季作戦方針（直隸平野に進出し北京を陥れるという決戦、いわゆる直隸作戦を年内には行わないとする方針）に沿ったものであった。しかし、山県は、一月二二日に第二軍が旅順口を占領したのをうけて、直隸作戦を視野に入れつつ、海城への攻撃開始を決定したのである。この決断は明らかに大本営の方針とは矛盾した。結局、海城攻撃は開始され、一月二三日に海城を占領するに至った。大本営は、この第一軍の行動を制止しなかった（前掲『明治天皇紀』第八、六一〇頁）。

しかし、これより先、一月二九日に山県の帰国を命じる勅語が発せられた。山県の直隸作戦に向けた強硬な姿勢は、遂に山県自身の前線からの撤退を余儀なくしたのである。勅語には、山県の病を心配していることと、久しく会っていない山県から直接敵軍の状況を聞きたい旨が記されていた。山県の体面を保ち名誉を傷つけぬよう配慮されたこの勅語は、伊藤首相苦心の作であったという。そして、山県への勅語伝達と説得のために、侍従武官中村覚と山県の股肱ともいべき白根専一内蔵頭が山県のもとに派遣された（60番書翰〈明治三二年二月一日付〉は、この二年余りのちに白根専一の病状を心配するものである。同年六月死去）。一方、その内報に接した山県はなおも作戦にあたらうとして、安東県に置かれていた第一軍司令部を出て、義州に赴き、さらに大孤山に向かおうとしていた。しかし、そこで侍従武官中村覚から勅語が伝達され（二月七日）、山県はそれに従わざるを得なかった。山県は、野津

第五師団長に第一軍の指揮を一任し、九日に義州を発し帰国の途に就いた。

帰国前、山県と現地で面談した井上馨は、帰国を渋り、これまでの不満と死ぬ覚悟を述べ立てる山県について、「気毒千万」と感じた。そして、「平常も六つヶ敷気分」の山県が「体力之衰弱より精神一層高振り」、これを機に軍服を脱いで隠居しかねないと懸念すると共に、さらに清国にも影響を与えかねないとして、伊藤首相にその優遇措置を求めたのである（明治二十七年二月二三日付伊藤博文宛井上馨書翰、『伊藤博文関係文書』一、塙書房、一九七三年、二七二頁）。

山県が、中村侍従武官や白根内蔵頭らと共に、下関を経由して宇品に帰着したのは一六日である。そして、翌一七日に天皇に拝謁した。一八日には改めて天皇から引き続き国務にあたるよう優詔を下された。同日、枢密院議長職を解かれ、監軍（陸軍の教育を担当する監軍部の長官。監軍部は、明治三十一年一月に教育総監部に改組された）に任じられた。さらに、二〇日には大臣待遇とする詔を受けた。もともと、山県の病は重いものではなかったから、このあとも山県は大本営の軍議に出席し、引き続き作戦に関する持論を主張し続けた。

52番書翰は、帰国後初めて山県が田中と会ったことを伝えている。そして、酷寒の中でも清国軍が満州方面において増強するのを見越し、今後の戦闘を予想したものである。58番書翰には、山県に陸軍大臣就任の打診があり、山県が辞退しようとしていることが記されている。さらに、自身のことについて「生、軍事上に関しては従来偏重之論上聞に入たる事」という率直な自己批評と、現在の心境として「遂に奈落の底に沈み

今日者進止維谷に陥り申候」との赤裸々な気持ちとが記されている。結局、三月七日山県は陸相に就任することとなったが、この人事も、おそらく山県の体面を保たせるための方策ではなかったかと思われる（なお、日清戦争期における陸相ポストは、明治二十七年九月に大山巖陸相が第二軍司令官として出征することとなったのに伴って、一〇月西郷従道海相が兼務することとなった。西郷は陸軍中將として海相を務めていたが、海軍大將に任じられ、次いで陸相兼任となった）。

山県有朋の政治指導を考察する場合に、彼がこうした挫折を経験した人物であることを見逃すわけにはいかない。

一方、帰国後の山県は政治および軍事指導者としての活力を決して失ってはいなかった。むしろ、挫折がかえって活力を増殖させたかも知れない。54番書翰（二八年二月八日付）と53番書翰（二八年三月九日付）には、相変わらず軍事作戦としての直隸進攻案が意気軒昂に示されている。実際、三月一六日、大本営は直隸進攻にむけた第二期作戦方針を定めたのである。53番書翰（二八年三月九日付）には大本営を敵地に進めさせるべきであると記し、57番書翰（二八年三月二四日付）にも、大本営を京都に戻すのではなく、むしろ下関へと進めるべきであったとする山県の持論が記されている（この史実は、『明治天皇紀』第八、七三一頁に記されている。なお、山県が触れているように、当時、広島は衛生上の問題を抱えていたようであり、明治二八年四月二四日、同市の衛生費として一〇〇〇円の御下賜金があった）。

さらに、四月五日には陸奥宗光外相に日露同盟構想を述べた意見書を送っている。山県は、日本単独による朝鮮支配や東洋の覇権掌握は不可

能であると考え、清国と親密な関係にある英国とではなく、露国と同盟すべきであるという考えを表明したのである。同月一三日には、陸軍次官児玉源太郎少将を中将に進級させることを求める意見書を天皇に提出し、これを拒否されている。山県は、これを川上参謀本部次長の画策によるものと見、西郷海相と共に、川上のもとを訪ね、激論を交わしたあげく、天皇から諭される結果となった（この事態の根底には、薩長間の感情的対立が潜在しているかも知れない。児玉は山県と同じく長州閥に属し、西郷と川上は薩摩閥に属している）。

同月一五日には、陸軍の軍備拡張を主張する意見書を上奏した。山県は、戦後に新領土を獲得し、日本が「東洋の盟主」たらんとすれば、清国の復讐戦や英仏露の東洋における兵力増強に備えなければならず、「利益戦の開張」が必要であると主張したのである。そして、現状の七師団体制を維持しつつ、戦時には二師団をもって一軍を編成することとし、戦時戦闘能力として一師団あたりの歩兵数を現状の九六〇〇から一万八〇〇〇に、砲兵は三六門から五四門にそれぞれ増加するなど大幅な拡張案を示した。結局、この軍備拡張案は斥けられることなく、これを参考にして翌二九年三月には平時において新たに六師団が増設されることとなった（前掲『明治天皇紀』第八、七六五―七六九頁）。

このように元氣な山県は、三国干渉をうけて、事の次第を旅順に滞陣する征清大総督小松宮彰仁親王に伝える役目を命じられた。役目を終えた山県は、五月六日、無事に京都に帰着し、復命した。

講和条約については、57番書翰（二八年三月二四日付）に、交渉に関する情報が入って来ないことが記されている。

以下、日清戦争関係以外の書翰を紹介しよう。

63番書翰（明治二八年一〇月二二日付）と64番書翰（明治二八年一月一日）は、閔妃暗殺事件に関するものである。この事件については説明を要しないであろう。朝鮮駐在日本国公使三浦梧楼が、王父大院君を擁し、朝鮮政府内の親露派と目した閔妃一派を斥けようと行動を起こしたことは良く知られている。明治二八年一〇月八日、王宮侵入の指揮をとった岡本柳之助（韓国宮内府兼軍事顧問）の回想によれば、閔妃殺害に直接手を下したのは「護衛の壮士隊」だったとのことであるが（平井晩村編・岡本柳之助『風雲回顧録』中央公論社、一九九〇年、二三九頁）、要するに日本の出先機関による突出した謀略事件であり、一大不祥事である。

天皇もこの情報を得て、三浦「梧楼は一旦決意したることは之れを断行するに憚らざる者なり」と嘆き、憂慮したという（前掲『明治天皇紀』第八、九一〇頁）。翌九日に山県は拜謁しているが、このとき何を天皇に述べたのかは不明である。しかし、63番書翰には、「唯良心に不愧之一点而已」「中略」一心を青天白日之中に安置するの決意を覚悟せざる可らず。「中略」男子に不恥之覚悟平生養成する処之学問之外無之」「中略」唯心思深慮一条之大道を活歩すへき事而已」と三浦への忠告のことばが記されており、これを天皇に伝えたことは間違いないであろう。

事態は国際問題化しかねなかった。天皇は、朝鮮の独立保全と政治改革への謝辞を伝えるにやって来た朝鮮特派大使李載純の帰国に際して、遺憾の意を表明すると共に、慰問の使節として井上馨の特派を伝えた。一方、朝鮮政府においては、事件後、国王は閔妃一派を斥け、新内閣を發

足させると共に、朝鮮駐在露国公使ウエーバーと通じる旧関妃派軍人の反乱を鎮め、事態を收拾した。

結局、三浦公使は帰国を命じられ、免官の上、さらに華族の礼遇を停止された。代わって、小村寿太郎政務局長が朝鮮駐在公使に任命された。岡本も広島に収監された。しかし、明治二十九年一月広島地方裁判所で、三浦も岡本も免訴、釈放された。64番書翰には、「露国其他とも火急難問を持出し不申」とあり、列強の朝鮮に対する冷厳な姿勢が窺われると共に（長井純市「大隈重信の朝鮮開発構想」『日本歴史』第六九五号、二〇〇六年四月、吉川弘文館、参照）、それを一因とする日本側の事件関係者への処分の甘さが注目される。

次に、私的な記述に触れておこう。

53番、54番両書翰に記されている望嶽楼とは、山県の後妻となつた吉田貞子を指すことばのようである。また、54番書翰には、萩原守一の就職斡旋の話題が記されている。萩原は、山県の亡妻友子の弟であるが、養子である（姓は石川）。山県は、明治二十六年、東京帝国大学法科大学に在籍するこの義弟に旧姓の萩原を名乗らせたのである。幕末、山県は尊攘派の志士として萩原鹿之助と称していたことがあった。その後、山県という本姓に復し、萩原の姓を三男朋輔に継がせたのであったが、朋輔は夭折した。これを惜しんで、萩原の姓を残そうとしたのである。なお、六石は陸奥宗光外相の号である。ちなみに、萩原は、明治二十八年九月に外交官及領事官試験に合格し、翌一月に領事官補として仁川に赴任した。念願叶ってヨーロッパに赴任したのは、明治三〇年二月のことであった（外交官補、ドイツ在勤）。62番書翰（年代不明九月二日）に

記された秦山とは、宮内大臣を務めた土方久元の号である。

最後に、田中光顕関係文書の翻刻作業は、安岡を中心とする田中光顕関係文書研究会の研究成果であることを記しておきたい。そのメンバーについては、「田中光顕関係文書紹介（二）」（『法政大学文学部紀要』第五二号、二〇〇六年三月、所収）の末尾に記してある。ただし、本稿における正確性については、これまで通り、最終的に目を通した長井が責任を負うものである。

山県有朋書翰（その四）

「合雪公手簡卷之八」

以下、同卷所収の書翰。

52 明治28年1月19日

鐵路無事御帰京敬賀。先日は久しぶり得面晤本懐の至に候。其後、戦地之状況も別段変たる儀も無之候へとも、海城附近之敵兵類に増加し海城に向て攻撃せし趣にて、之を撃破して大砲など分捕いたしたるやに相聞申候。勿論、さしたる事は無之、孰れ嚴冬中は満州方面に敵兵之増加者当然之事にて、其結果は数回之戦争となり申候。于時、此中御相談致し置可申含にて頓と打忘れ候付、乍序申上候。総長殿下への備物は他を聞合せ候て不都合なき様御取計はさせ可被下候様所願候。

猶、留す万事御指図乍此上可然願上候。寒氣凜冽御自重千金。

草々頓首

一月十九日広島に於て

芽城山人朋

青山田中将軍幕下

猶、令夫人えよろしく御致意可被下候。

「封筒」表、東京小石川区関口台町、田中宮中顧問官殿、親展急啓。

裏、緘、広島にて、山県有朋、スタンプ「二十八年一月二

十一日」。

53 明治(28)年3月9日

春色相催候処、弥御清適遥賀之至に候。

扱、第一軍も連日之戦争にて牛莊、營口等も引統一撃打破占領いたし、昨日は田庄台を攻撃之順序に候処、未だ報道無之候へとも多分撃破いたし候事と察申候。先以御同慶に存候。李鴻章も和議之使節として罷越可申内決候歟に相見候得とも、未天津発途不致哉に候。土地割譲談判は李に於ても随分困難之事件と被察候。清国之事情和議之勢力多数なれば談判は纏り可申、いつれにしても速に判定不致

ては遂に他国より之關係を惹起し可申歟と不堪懸念候。而して一面には一日片時を争ひ神速に兵之運動を直隸原野に起さしむる事、目下の急務と存候。

先日來、事情開陳仕候兼任之一事、昨日発表心事御推察可被下候。

于時、蚊帳之事に付、望嶽樓え一書さし遣し候。侍者に御命し可被下及御依頼候。当地は蚊之名産にて来月中旬比よりは蚊帳をつり

候よし。然に此山莊は今月下旬には蚊帳を用ひされは到底熟睡は難

相成と申事に候。実に蚊には可懼所柄に有之候。今月中には大本營は敵地に進めさせられ度、老生一箇之愚按にて有之候処、内閣其他中々思ひも寄せざる事情論有之歟に伝聞致し申候。孰之時歟一議論起し可申候。先は為其。草々。時下為國家御自愛專祈之至に候。頓首

三月九日広島にて

椿山莊主

青山老台

猶、中山之婚儀も千秋万歳相濟候由、誠に五月蠅事耳にて御迷惑不少と察申候。令夫人えよろしく御致意所願候。再白

「封筒」表、東京小石川区関口台町、田中宮中顧問官殿、親展急啓、スタンプ「書留」。裏、緘、広島にて、山県有朋。

54 明治(28)年2月8日

芳墨敬誦。倍御清穆遥賀之至に候。

扱者、萩原守一卒業後、外交官試補之試験を受け、幸に及第を得候は、歐洲行可相願志願之儀縷々被仰聞拜承。如貴論、早速、六石外相に相談に及候処、志願を容候付御了承被成下、本人えも其旨趣御申聞置可被下候。且又、老兄六石に御面会之節は可然御談話被成下度候。そして、守一之履歴之概略、当人に御認させ之上、六石手元迄御送付被成下候様是亦相願候。あまり容易に受合候に付念を入置度と存候。

当地之景況は別段何も相変候事無之、類に例之進止論を八面より相勧め候事に候。松方も此程来広、大に心配之様子にて談話時を移し候。何も程よくかけ引置候はては突当り、却而一進路を遮られ候。為めに不満不平にて動かさる抔となき事柄を穿ち候様に（小人流の邪推は何を云ひ出すも難測）相なりては甚老生之面目に関し候事と恐懼罷在候。心事御憐察可被下候。

于時、望嶽女入浴中絶倒之事、早速御内報を忝し多謝。差たる事も無之趣放念。先日、中山より留守之事に付、別書意見申越候付、供清覽候。此事柄、万一貴意に叶ひ実行可相成とも意見書中報告を老生之手元に送致するとの事は御断り仕度、何も万事、老台を煩し候外無之と存候。猶、賢考之上御判断を仰候。

于時、寒氣凜冽、為国家御自愛專祈之至に候。草々不一
二月八日朝広島にて

芽城山人

青山老台

猶、令聞え可然御致意可被下候。再白

〔封筒〕表、東京小石川区関口台町、田中宮中顧問官殿、親展急啓。

裏、緘、広島にて、山県有朋。

55 明治(28)年4月19日

京師より兩度之華翰落手披見候処、倍御清適巡游被為在候趣遙賀之至に候。

扱、南禅寺畔別墅は新築瀟灑水声松籟に和し貴意に適したる報道

を得、必らず我心に叶ひ可申と相樂居申候。

于時、条約調印も相整、先以為邦家御同慶此事に候。弁理大臣も昨日復命未詳細談判之狀況を不承、今朝一同会合之筈に候。就而は来る二十二、三日比には大纛を京師に移され可申に付、老生も供奉罷上り可申と存候。老兄には此節再び御上京と申事故、暫時御滯京相願度、是非御面晤を得度に付、御操合御待可被下候。余事拜光万讓。草々頓首

四月十九日朝広島に於て

有朋

青山老兄

猶、老生は木屋町常盤屋西洋館に滯留可致含に付、別業には何等さし支り無之、是亦御含置可被下。草々再白

〔封筒〕表、京都南禅寺畔にて、田中宮中顧問官殿、親展急啓。裏、

緘、広島に於て、山県有朋。

56 明治27年9月7日

一別後、弥御清勝遙賀之至に候。

扱、小官部下人馬一同無事一昨夜半当地安着。幸に御放神是祈。

出発前後は非常之高配を煩し鳴謝。于時、広島到着後直に乗船之心算に有之候得とも、第三師団兵行進央に付、明日午後乗船と決定仕候。寒冷日に迫、前途猶遠、一日も速に渡韓、着々歩を進め可申含に候。唯、困難中之大困難は輜重之運輸に有之候。前途殆目的不相立、御諒察可被下。時下残熱去兼、御自重千金。草々頓首

九月七日午後三時広島軍司令部にて

有朋

青山田中少将殿

猶、令夫人え可然御一声、且るすえは別書不差出、松子其外え御序よろしく併而願ひ上候。再白

「封筒」表、田中少将殿、親展。裏、緘、広島にて、山県朋。異筆
で「二十七年九月七日出、同十一日着」とあり。

「合雪公手簡卷之九」

以下、同卷所収の書翰

57 明治(28)年3月24日

拜読仕候。先以御清康欣然之至に候。老生流行感冒も追日快方に立到候に付御懸念御無用と存候。乍併此病症は予後を謹まされは忽再発之懼有之、医師も大に注意を与へ候事に付、都合次第転地療養可致歟と含居候。且池田も相勧め申候付、前日来之主義を變更致し何事も唯々諾々無之推移いたし候儀、今日にては一身上而已ならず国家の爲にも可然歟と熟慮中に有之候。

如来論無根の事と陳弁いたし度候得とも、大森は京師え向背進の画策に内決の趣に候。此一事に付而は春畝にも大に抗議論争致し置候得とも遂に不被行、今日に立到申候。広島城下之風土衛生上不適当なれば長府馬関に進営相成候ても可然事に候。如何にも残懷至極に候。

扱、弥来月初旬より御巡遊之よし。久原えは一書さし遣し置申候。久原は大阪市中之嶋二丁目と御記し被成郵送に付し候へは相届き申候。京師別墅は地名番地とも相分り不申、南禅寺畔など相記し申候。

将又、久原西京の寓居は知恩院門前には候得とも是亦地処番地とも存し不申、久原えの書簡は必らず大阪え向御郵送相成度候。

留守宅每々御氣を被就難有鳴謝之至に候。猶、御出途前嚴重なる御一声を掛置れ候様是亦願ひ置候。

馬関談判之模様何事も相知れ不申未十分之談判に立到り不申歟と察申候。

此両三日は山野風水稍春色を催し申候。氣候不順為邦家御自愛專折万禱之至に候。草々頓首

三月廿四日広島にて

芽城山人朋

青山老兄

猶、戦地之状況其後相変たる報知無之、牛莊、營口、其他も一掃後は数十里外敵影無之様子に候。

「封筒」表、東京小石川区関口台町二拾九番地、田中宮中顧問官殿、親展急啓。裏、緘、広島にて、山県有朋。

58 明治(28)年1月23日

貴翰敬読。御帰京後、弥御清勝遥賀此事に候。時に先日は都下強震之由に候処、貴邸は御異条無之由大慶の至に候。生方も別段破損等無之趣被仰聞大に仕合申候。

扱、今日参謀総長小松宮大将に御決定相成申候。将来の画策上且軍隊の爲にも都合可然事と察候。生は陸軍大臣を相勤め可申との御沙汰に候得とも、病余の身願くは此儘被差置度と申述置候。西郷も生帰朝之節発議可致と存し白根に相談候処、入閣之儀は此際到底難被行御発論無之方可然との同人之意見故実者さし控居候得とも、此度は何とそ兼職致し候様にと頻に相勤められ困り入候。依而生は折角今日迄御兼勤にて相済みたる事故今少し御辛抱被下度、若又此往御困難之状勢に変移候時は猶一考可致と談し置候。春畝には未た面会不致、かく相認候処へ春畝来話、近日の状況承り申候。

扱、種々遠慮深謀之談話中、軍国多事之時に付戦争中兼任致候方可然様勘考候付相勤め申との事に候。然れとも今日迄海陸兼職にて相済し候事に付何もさし急候儀には有之間布、猶熟考を試可申と相答申候。生軍事上に関しては従来偏重之論上聞に入たる事は已に御熟知之如く今回も亦種々論議有之たる事と察候。然れとも生には何事も不相分、唯今日戦闘中半途にして自然画策上意見を異にし彼は紛議を醸出し候ては不可然などの論を惹起したるやに承り候。区々たる奇怪之情実は旧に依り不珍候。詰る処、生戦地出発に際し予想したる如く遂に奈落の底に沈み今日者進止維谷に陥り申候。此往大勢の変態を看破し進止を執行するより外無之、此際早計に不出様念々燃熱発揚する我慢心を压抑し毀誉褒貶を眼中に入すして静黙罷在候。心事御憐察を乞。

請和使節も来る二十七日上海乗船にて来朝之筈之由、到底談判者纏り申間布候。

貴地は寒氣凜冽之由、殊に為国家御自愛專祈万禱。草々頓首

一月廿三日

芽城山人

芭蕉庵將軍幕下

尚、此事情品川、児玉兩人えは御内話被下度、御一読後番丁童子え御投し可被下候。

有栖川宮葬儀之節供物之事及御依頼置候処、当地詰一同より神前に備物可致との事故、昨夜るす宅え電報を以取計ひに不及様申遣し置候。御含置可被下候。再白

〔封筒〕表、東京小石川区関口台町、田中宮中顧問官殿、親展急啓、スタンプ「書留」。裏、緘、広島にて、山県有朋、スタンプ「二十八年一月二十四日」。

〔含雪公手簡卷之十宮内次官時代〕
以下、同卷所収の書翰。

59 明治(30)年2月9日

御大葬式も無御滞相済無かし御安神之事と察申候。今日よりは多少之御間隙も相生し可申、夕景より草廬え御来訪相成ては如何。山幽水浄の処は又神心倍養之一助とも可相成と存候。旁申上試候。草々不尽

二月九日京都

青山將軍幕下

無隣庵主

〔封筒〕表、京都麩や町俵屋にて、田中宮内次官殿、親展急。裏、緘、南禪寺前、山県朋。

60 明治(31)年2月11日

昨夕者草廬え御来游を忝し多謝。

白根容体之電報只今接手、一読即別電供高覧候。昨日来衰弱甚し、無言甲斐事ながら為國家遺憾至極に候。為其一价走らせ申候。草々不尽

二月十一日午時一時

無隣庵主

青山老閣座下

〔封筒〕表、宮内省、田中宮内次官殿、親展内啓急。裏、緘、京師、山県朋。

61 明治()年3月16日付山県有朋書簡

春寒料峭弥御清穆敬賀。

扱、先日は別業地之事に付早速回答を得、細縷事情相伝へ何も都合無之取計置候。決して御懸念被下間布、且兩人え謝意を表する等之事には及び不申、孰歸京之節事情可尽面晤候。

猶、今朝望嶽楼到着、御近状伝承放懷此事に候。如来論都門平穩之由何より之事に候。

橋本博士、石黒総監の書翰御送付一読、貴論之如く何歟物たらぬ心地致し候。乍去橋本之意見書は今日書翰相認め桑港え向け郵送に付し申候。麦酒之一段は老生より注意を加へ置申候。石黒えは猶御面会之節今少しく委しく記しくれ候様にと相願候。

于時草廬庭園之工事は春色と同しく日々歩を進め、幽邃壯剛共に備り頗饒風致実無限風味存此中矣。賜暇之節一兩日御来游相願候。先は回答迄。草々。時下御自重專禱。不尽

三月十六日京洛

無隣庵主朋頓首

青山田中老閣

猶、令夫人え可然御致意を乞。留守邸如例相願候。服部、国枝なとも追々全快に赴き候由致安全候。

〔封筒〕表、東京小石川区関口台町、田中宮内次官殿、親展急啓。裏、緘、京都南禪寺前、山県朋。

62 明治()年9月2日

残炎未退候処弥御清福万賀。

扱、如来論今般御還幸後者暫時御静養後素志貫通の計策を可被立との事御尤に存候。乍去泰山伯は此一事に付将来の一大困難と実に痛心不啻状態なれば為皇室為國家脇マツ同熟話を被尽善後之計画充分被相立唯一意被安靛慮度不堪希望候。老生も来る十二、三日頃には帰東可致相合居候。不遠期拜青可申陳候。其中時下御自重專祈之至に候。草々不尽

九月二日朝京都

無隣庵主朋頓首

將軍青山老閣座下

猶、佐藤区長より之図今朝落手御手数を謝候。併而佐藤え宣布所

願候。再白

〔封筒〕表、東京小石川区関口台町、宮内次官田中子爵殿、親展。

裏、緘、京都南禪寺門前、山県朋。

63 明治28年10月22日

朶雲落手。先以老閣万福敬賀。老拙并女子共無事着京。爾後日々

神社仏閣巡覽、乍余事御放懷可被下候。東山之風光は如旧楓樹者未

紅葉に到らざるも野外之散歩は尤意に適し候。

于時朝鮮事變追日詳細之報道に依り三浦公使に關係確實なる趣了承。如貴論実に不容易事と察申候。就而は三浦え御忠告之旨趣尤も同感至極に候。高按之外他に彼か一身を処するの道は無之、唯良心に不愧之一点而已に候。如此時に当り平素所學の真理に基き国家之困難を一身に負担し迷夢を覚破し一心を青天白日之中に安置するの決意を覚悟せざる可らず。同子婦朝候は、一書を投し可申なれとも、老兄御面談之節老生勸告之主意をも併而御忠告を所願候。此際男子に不恥之覚悟者平生養成する処之學問之外無之、若し誤て一步を繩墨之外に出る時は独り一身に不留此国家を如何せん。唯細思深慮一条之大道を活歩すへき事而已不堪千祈万禱。草々敬復

十月二十二日南禪寺畔

青山田中將軍幕下

無隣庵主朋頓首

〔封筒〕表、東京小石川区関口台町二十九番地、田中宮内次官殿、

親展急復、スタンプ「書留」。裏、緘、京都南禪寺前町、

山県朋、スタンプ「二十八年十月二十三日」。

64 明治(28)年11月10日

秋晴紅葉之候弥御清勝遥賀の至に候。

扱、至急御用に付帰京候様御沙汰有之、直に帰途に就は無論之事に候得とも、過日も申進し候様、気管支加多留于今全快に不立到故に今五、六日間帰京御猶予之儀、土方大臣迄歎願に及置候間、猶老兄自詐病に無之段事情御開陳可被下候。

曾而御内話も致し候様、此度は何歎出来御用有之節は一報いたしくれ候は、直に帰京可致と春敵にも相頼置候処、突然天辺より之御沙汰にて帰京之命下り、更に事情も不相分頼甲斐なき事共に候。併し、叡慮に出たる事は総理と雖不能知との表面的之議論なれば一切何も不及申候。勿論国家重大之事件なれば病を力め直に帰京可致は当然之事にて彼是往復をなし候余地は無之と存候。

朝鮮事變に付而は露国其外とも火急難問を持出し不申状況、遼東半島処分之談判も相済みたる趣、台湾も鎮定となり総而大勢は平穩之傾向にて為国家大賀。斯る状勢なれば為指事にては有之間布か。何卒事情之概要御漏し被下度所願候。草々頓首

十一月十日晚南禪寺畔

青山田中老兄密啓

無隣庵主朋

〔封筒〕表、麩屋町俵屋にて、田中宮内次官殿、親展。裏、緘、南

禪寺畔、山県朋。

二月十九日

有朋

田中宮内大臣閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展急啓。裏、緘、有朋。

〔含雪公手簡卷之十一宮内大臣時代〕

以下、同卷所収の書翰。

〔同封〕明治31年2月19日付京都府山科勸修寺門跡前住職苾芻雲照

65 明治(31)年11月17日

意見書

意見書

如予期今夕出立、京師一泊、明朝神戸發一番汽車にて帰京致し候。於演習地上奏仕置申候。混雑中老兄に不致御面晤に付申上置候。総而可然御尽力被下、神戸、大阪とも民心満足候様、乍此上所願候。臨發時刻切迫。草々頓首

十一月十七日大阪

有朋

田中大臣閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

謹て案するに、故山階宮大勲位晃親王殿下は故伏見宮一品邦家親王殿下の御妻子、仁孝天皇の御養子として年甫めて四歳にして山科勸修寺門跡(醍醐帝國母胤子皇后の御創立)に入らせられ、天性篤く仏門に帰し深く真言秘密の奥蔵を究めさせられ、剃度式を始め四度加行伝法灌頂御法流相承等都て弘法大師嫡々相承の正伝に依り根を抜き源を尽し、小野法流の正統を継かせられ世寿五十余歳、法臘五十年に垂として、凡そ仏教に関する真俗二諦細大の法義通徹諳練し給はさる所なし。

66 明治(31)年2月19日

御繁忙不堪想察候。

然るに、皇政維新に際しやんことなき重き叡旨を遵奉なさせられ、

扱、昨日も略御話致置候様今朝再び雲照和尚來訪、故山階親王殿下御仏葬の儀に付歴曆^マ及び意見相認め候付さし出しくれ候との事に候。依而即別書供清覽候。事情は既に御談に尽し候事にて此に不贅

天壤無窮国家の奉為して仏門を辞し畏くも回天の聖業を翼けさせられ、外相は尊榮の列位にあらせらる、と雖、内心常に諸仏の三昧地を慕ひ、意を三密の妙觀に遊はしめ給ふことは仲々今日凡僧の企て及ふ所にあらさることは、其燕室の扁額に三密觀と題記せられ、印章に「梵字三字略」の三梵字又は真言宗優婆塞某と彫せられしを以

て其宗教に最も御熱心なるを推測し奉るに余あり。

伏て惟みるに、伏見宮御一統は元と相国寺塔頭、心華院等を以て香花院となさせらるゝにも拘はらず、其仏門を辞し給ふに際し先皇孝明天皇の御導師たる泉涌寺尋玄長老の高徳を慕ひ、其自坊たる同寺塔頭新善光寺を以て香花院と定め、尋玄長老を請して未来永世の導師たることを約し給ひしに、長老卒去せらるるを以て其後職たる旭雅僧正に委托し、更に即今長老鼎龍暁僧正へ托せられ御一期の後葬祭に關する真俗二諦細大の法儀を以てし、御家令某等へ命して委托书を作り龍暁僧正へ附せられ、親ら墓碑を新善光寺の梵域に造らせられ山階某仏葬祭碑と記せられたるを以て推測し奉るに、其仏教、特に真言五相三密の妙觀に熱心なさせられ候事、申すも恐れ驚き入る次第に御座候。加之漏れ承る所に依れば、若宮殿下へは勿論御親族某々而殿下へ封書を以て御遺囑あらせられたる趣、殿下の御親言なりと伝聞仕候。

凡そ我真言秘密即身成仏の宗義真俗不二即事而真的の深旨は、畏くも天神地祇皇祖皇宗の神靈を敬祭し未来際を尽して以て天壤無窮の宝祚鞏固を祈り奉るを初めとし、後七日の御修法及び地鎮、鎮壇、求児、易産、息災、増益、敬愛、降伏、除病、滅罪、葬祭、吉凶、慶吊等悉く皆神仏不二死生一如にして、大法秘法等の一法を修するに隨て一切世間出世間真俗二諦の功徳を具足せざることなし。之を名けて輪円具足真言曼荼羅法教と云ふ。故に、真言行者日々三時に修行する所の三密の妙觀の初めに、先づ表白神分靈分析願神降勸請發願一々の章段に於て天神地祇歷朝の皇靈を勸請し、宝祚無疆国家

安寧を祈り奉らざるはなし。

故に、一法を修するに隨て必ず顯には皇祚国家の安泰を祈り奉り、冥には天神地祇皇祖皇宗の御法樂を薦め奉らざるはなし。就中即身成仏死生一如を主とする宗旨なるを以て、凡そ其人生前に帰依敬崇する所の本尊を以て未来永世の帰依仏とし、其本尊曼荼羅の浄土に往生し本尊と入我々入一体不二に歸するを以て即身成仏の妙旨となす。

故に、世人の冥顯域を異にし死生相隔つるのみならず、甚しきは死すれば魂は空に歸して烟の如く散し、魄は地に歸して黄土となるか如き殺風景の觀をなすものに同しからず。死に事つること生に事つるか如くし、神を祭ること神在すか如くするを以て、尊靈三密觀の妙供を享受し給ふこと、生者の聽法悟道し法樂を受けて心地を慰むるに異ならず。是れ謂ゆる秘密三平等觀の加持力の致す所、歴朝の聖皇賢佐篤く三宝に歸し、就中秘密瑜伽三密の妙觀を信受護念し給ふ所以なり。

小僧雲照宿植の感する所不肖の身を以て此秘密甚深醍醐の正法に入り、忝くも故親王の久しく三密の妙觀を薰修し給ふ所の道場、即ち山科勸修寺御相承の三密の法流を継続し奉るの因縁により、故宮殿下同門跡を辞し給ひしより空寺無住たるを以て明治六年一月同寺住職仕候事故、世間門に於ては申すも恐れ多き次第に候得共、出世間門に於ては故宮殿下へ対し奉り法門上容易ならざる旨趣有之候故、故宮殿下斯くまで熱心あらせられ候事は世人の詳知仕らざる義と相察し、小僧若し黙止するに於ては、或は殿下精靈冥慮の所在埋没し

て天間に達せざる時は、国家に対し、殿下に対し、且つは法門に対し内外不相濟儀と奉存候に付、右殿下御一代精神を仏門特に三密の妙觀に籠めさせられ候大略を陳述仕候条、何卒尊靈の精神安着なさせられ永く皇祚国家を誓護あらせられ候様被為成度一意専心奉熱望候。誠恐誠惶謹言

明治三十一年二月十九日

京都府山科勸修寺門跡前住職苾芻雲照〔印〕

附言

一、世人は、仏葬祭なるものは皇室の古典と氷炭相容れざるもの、如く思へるは是れ末代民間の時弊を逐ふの誤解なり。昔者、弘法大師、勅を奉して御苑内神泉苑に於て請雨祈禱の時、善女龍王形を現し給ふを以て直ちに事由を奏上せらるるに依り、和氣真綱を御使として即時山海種々の物を供へ壇前に臨み奉幣祝詞を行せらる。又、大師へ大僧都、大僧正及び大師号を贈らせらる、時勅使祝詞あり。正史及び伝記に具さなり。故に、仏教の式毫も皇室の古典に戻らざるのみならず還て祝詞の正式を以て仏教の規模とする所なり。

弘法大師法事の正式は、先奠供（山海種々の物を供ふ）、次祭文（祝詞に擬す）。

右の如くなれば先つ皇室古典の正式を行はせられ、次に正しく仏教三密の妙觀を修するを正儀とす。

67 明治（31）年1月13日

御多忙察申候。

扱、別翰国重正文より申来候付供内覽候。何とそ可然御合置可被下候。旧臘も再喀血致し候趣、到底全快之目的は無之耳ならず在世期如何と不堪痛心候。乍去当節は外出も稍出来可申との事に付先は御依頼迄。草々頓首

一月十三日

青山老閣座下

椿山莊主

別簡御一覽後火中に御投しを乞。

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展内啓。裏、緘、有朋。

〔同封〕明治（31）年（1）月（ ）日付山県有朋宛国重正文書簡

副啓 御多務之御中煩清聴候も恐縮之至候得とも、此頃京都稻荷神社宮司後任之件に付杉子及山田春三、児玉少介氏より就職之望は無之哉との事申来り、私も唯今之位置素より閑散に御座候得とも、既に過日来之病体にて一層安静之必要を感じ、且は御承知之通、九鬼氏、山高など随分俗習不少、其御付合には多少心配も致居候儀に有之、彼神社ならば長官に付屈從之事も無之、且療養十分相成候事に付、旁就職致度念慮を生し、乃其趣及回答候次第に御座候。

然処、内海京都知事も同意にて既に内務え上申候。内務省にても松平次官承知にて此頃宮内省え照会中と申事に承及候。然処、最前博物館に遣候節は九鬼子に懇願候次第も有之、数年ならずして他に転するは余り身勝手に付九鬼子に於て不満に存、万一故障被申遣候事は有之間敷敷其辺甚懸念に罷在候。しかし、是は無理とも難被申

候得とも、私に於ては困却至極に御座候。自然右様の場合相成候得は、乍恐縮田中宮内大臣、え御一声を願候事も可有之歟前以内願仕候。宜敷御含置奉仰候事。

68 明治(33)年9月10日

昨夜は御来光を辱し深謝之至に候。

扱、昨日御談合仕置候総督休養之一事に付、今朝拜謁之上、内外之事情細縷申上、且老閣共熟談を遂置候付、此一事は直に宮相え御内命有之様願ひ上候。別段思食も不「被」為在哉に候。とふ歟漏泄不致様御駈引相願候。孰れ明日は参集日に付宮中に於て得面晤縷々御相談可致候。先は朝来の形行及御内報置候。草々不尽

九月十日

有朋

田中宮相閣下

「封筒」表、田中宮相閣下、親展内啓。裏、緘、有朋。

「封筒のみの貼り付け」表、田中宮内大臣殿、内陳さし上置。裏、緘、有朋。

「含雪公手簡卷之十二宮内大臣時代」
以下、同卷所収の書翰。

69 明治(31)年4月23日

芳墨敬読。清明佳候益御清福欣躍之至に候。

扱、新嘉坡総督先日来当地滞游、今朝出發都下に向ひ申候。如貴諭早速帰東、総督御待遇に付為公私奔走可致は当然之義務に候処、今般は暫時御猶予相願度、乍去来月に入候へは帰京可致と存候。此辺御含置可被下候。

于時禍蓄牆の内に起り、閣情困難之状況に立到たるこの事は、内閣組織當時に於て早晩何事歟喚起すへきと越山とも談合致し候事に於て、勿論首相に於ても閣之内外を不論、断然たる政策を執行するより外今日に於て他道無之者首相拜命之日既に其方針にて局に当りたる事と確信致し居候。大政の方針に付、内奏之文中にも明瞭に相見申候。是は最機密之物故越山に御談合相成候へは相分り可申、何卒越山被仰合窮迫之地に不陥様為那家御保護所祈候。実に東洋之大勢国家内外多事、将来憂慮不啻候。

当地豊国祭は未曾有之賑ひにて日々数万之旅客来往参拝する耳ならず、能楽、茶事、其他日々種々之扮装にて豊国社詣之状況難尽筆紙候。博物館之遺物一覽、実に蓋世之英雄に今日如相逢心地罷在、御来游無之は何とも遺憾至極に候。先は為其。草々。時下為皇室為国家御自愛専祈之至に不堪。拜復

四月廿三日京都草川

無隣庵主朋頼首

青山田中老閣座下

猶、別翰沖より接手供清覧候。老生よりも可然相願候。再白

「封筒」表、東京麹町区一番町官舎、宮内大臣田中光頭殿、親展。

裏、緘、京都南禅寺前草川、山県朋。

五月二十九日

有朋

〔同封〕明治（31）年4月13日付山県有朋宛冲守固書簡

青山宮相閣下

拝呈 春色粲然益々御清康被為御起居奉拝賀候。爾来御無音に申上候。御高恕奉祈候。

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋、「内閣用」と印刷あり。

惣撰拵後、頃日自由党条件申出候由随分面倒なる情况被察候。已に御承知被為在候事と存候得共、未来如何なる形勢に立到り可申や甚懸念仕候。

71 明治（31）年8月17日

炎威如燬候処、弥御清福敬賀。

陳御出發前榮爵云々申上御懇話伺候処、昨今伝聞仕候得は、宮内省に於て授爵之人名秘密に至急調査致し居候由、恰も好機会と奉存候。何其恐縮之至に奉存候得共、其筋へ御一声願上度、不肖恐悚に候得共、老母生存中幸に特典之榮を蒙り候は、感激海岳不啻奉存候。毎度種々御配慮奉願実以恐入候。万々御恕察奉願上候。時下千

中故一語を發候事も不出来遺憾之至に候。引続御繁忙不堪想察候。暫時にても蕉庵御休養所祈候。

四月十三日

守固

八月十七夜大磯

山縣侯閣下侍史

小淘庵主

〔封筒〕表、青山老台、内啓。裏、緘、有朋。

芭蕉庵主人座下

〔封筒〕表、別翰在中。

〔封筒〕表、青山田中老閣、親展。裏、緘、托周藤氏、有朋。

70 明治（ ）年5月29日

72 明治（41）年6月24日

先日致拝読候別簡、御面晤之節屢及失念候付則返却仕候。御查收可被下候。草々頓首

御清康欣然之至に候。
扱、児嶋こじま惟謙病氣危篤に付、叙爵の恩典に浴せしめ度との事、別

紙勲功書并に清浦顧問官之書簡とも供内覧候。御一読之上御判断可被下候。老生は顧問官之議論公平之判断と存申候へ共、一応老閣之得貴意度差出申候。猶、細縷讓面晤。草々不尽

六月二十四日

有朋

田中宮相閣下侍史

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、内啓。裏、緘、有朋。

〔封筒〕表、田中宮相閣下、内啓。裏、緘。

〔註〕児島惟謙、明治41年7月1日、東京の自宅で死去。

73 明治（ ）年12月18日

爾後御清適欣賀之至に候。

扱、先日は御見舞被下候由深謝此事に候。老生もさしたる風氣にも無之処、于今全快に不到候へ共、追日快方御放懷所祈候。

三五会詠草如何妄評相試別冊及返却候。且多少御話しも試度事項も有之、別業御来游之序を以暫時得面晤度候。此節は清韓両大使来

朝に付、御寸暇無之事と察申候。先は為其。草々不尽

十二月十八日

椿山莊主頓首

青山宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、山縣朋。

〔含雪公手簡卷之十三宮内大臣時代〕

以下、同卷所収の書翰。

74 明治（31）年3月14日

拜啓 出前烏渡御訪問可致含居候処、令夫人態々御来光を忝し、拜話之上何事も及御依頼置候故、遂に参堂不致失敬に打過申候。多謝々々。

扱、来る十九日当地発途、山口罷越、来月さし入迄には帰庵可致心算に候。就而は唯一行人にて甚困却致居候処、今日、国重来訪、是非同伴致し候様相勧め、同人より凡二週間之帰省願ひさし出させ候付、速に許可相成候様九鬼博物館長え御一声可然相願候。彼是婦人女子之如き故障出来無之様万々所願候。満天風雨に無之も独行人之旅情御酌量被成下度。為其御依頼迄。草々。時下御自愛専祈万禱。不尽

三月十四日草川にて

無隣庵主朋頓首

青山老閣座下

令夫人御序之節、可然御致意所願候。再白

〔封筒〕表、東京麹町区一番町官舎、田中宮内大臣殿、親展内啓、

スタンブ「書留」。裏、京都南禅寺前草川、山県朋。

75 明治（ ）年6月20日

雲箋敬読。乃木学習院長御下賜金之事被仰聞了承。如貴論現役俸給陸軍より支給相成候へは、御内決之額にて適當歟と存候。御決定

相成可然候。先は回答迄。早々如此。頓首

六月二十日

有朋

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展。裏、緘、有朋。

76 明治（ ）年12月12日

先刻は懇々御来光被下多謝。

其節御談に及候勅語文按に付、別後猶文章家等と種々協議を尽し、修正致し供清覧候。御意見拝承仕度。別紙さし出申候。草々頓首

十二月十二夜

有朋

宮内大臣閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展復。裏、緘、有朋。

77 明治（ ）年12月19日

昨夜は御約束仕置ながら遂に御違約に立到り、何とも申訳無之候。

昨日来攻勢一変、殆と防守之地位に相立候様状況夫是昨夜も遂に晴天に及候次第、不悪高怒是祈。今晚景罷出可申、今夜は何時より御出かけ相成候や鳥渡御一報可被下候。御面談之上にて何と歟手段工風を仕可申と存候。草々不尽

十二月十九日

椿山莊主

芭蕉庵主人座下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展急啓。裏、緘、有朋。

78 明治（ ）年12月27日

昨夕は参堂御妨仕候。其節相願可申之処、頓と打忘居候事は余之儀にも無之、老生所持之実印欠損致し、新彫之分相用ひ可申に就而は区役所え届出可差出申先例聞合候処、隣家之主人連名之上差出し可申との事に付、甚乍御手数保証役御勤め相願度、別書届願書へ御調印所願候。右御依頼迄早急申上候。余事期拜光可申。頓首

十二月二十七夜

有朋

田中宮相閣下

〔封筒〕表、田中宮内大臣殿、親展内啓。裏、緘、有朋。